

起業実務手引きセミナー

経理・税金・社会保険

講師紹介

13年で3200回の創業相談を受けてきました

望月 由美子

【略歴】

事業を営む両親を手伝うため15歳から経理実務を行う。経営学部を卒業してから会計事務所に就職。約30年間に様々な業種と規模の決算書を作成。小規模企業の資金調達、収益改善や運営実務をコンサルティング。2008年、望月経営会計を設立。会計を経営に活かし、安心安全がジティブな経営をサポートしている。

2011年埼玉県創業ベンチャー支援センターのアドバイザーに就任。延べ3200人の創業前後の起業相談を支援。

【資格等】

経済産業省認定支援機関・経営コンサルタント・税理士・行政書士・キャッシュフローコーチ

この動画で学ぶこと

- 資金計画
- 事業資金の調達
- 日々の経理と会計ソフト
- 銀行の選び方
- 決算と申告
- 税金の話
- 保険と年金
- 開業時の届出

経理、財務、税務の違い？

- 経理とは、お金の出入りを記録して集計すること
具体的には、領収書を保存、売上を請求、仕入や経費、給与を支払う。
それを記録し会計ソフトなどで集計し、決算書を作ります。
- 財務とは、お金の有り無を判断し、必要なら融資を受け調達すること
資金繰り表を作り、融資の申し込みをします
- 税務とは、税金を正しく申告するために行うこと
主に決算等から税金を申告する申告書を作成すること

資金計画

- 初期投資と運転資金
事業計画に金額を入れていき、初期投資と運転資金を見積もる。
自己資金を計算して、足りない分を融資が受けられるか事前に審査を受ける
資金繰り表の作り方
- キャッシュフローが命
資金繰り表は燃料計

資金調達

- 自己資金
自己資金がなければ融資は無理。積み立て貯金、贈与を考えよう。
- 融資
日本政策金融公庫
保証協会付き制度融資 金利安いが保証料が一括支払
- 出資
株主を探す。ただし3分の1以下で。

日々の経理

1. 締め日支払日をキャッシュフローから検討する
 2. 自分のお金と事業のお金を分ける できれば銀行1つクレカ1つ
 3. 経理関係の資料は保存ルールを決めて保存 (年度ごと7年)
 4. 月次集計をして予算と比較→翌月予算を修正 ※スピードメーター
 5. 資金繰り表をアップデートする ※燃料計
 6. 優先順位は資金繰り→損益
 7. 目安のキャッシュを把握する
 8. 小売業は回転率に注目→売れ筋を早く売る工夫
- ※経理は、経営意思決定の重要な判断材料となる。年1回集計にしないこと。

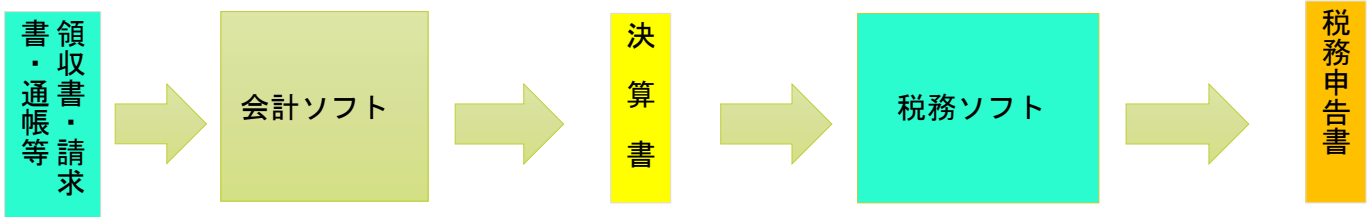
会計ソフトは何か

ダウンロード版

- 操作が早い
- ネット環境なしでも使える
- ソフトが成熟している
- 料金は安め ・最近では連携もできる

クラウド版

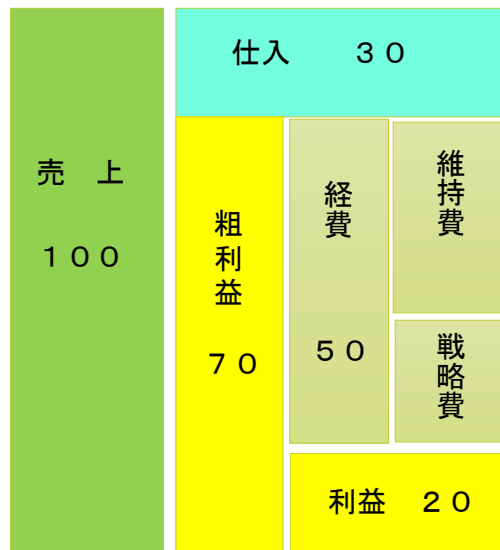
- OSを選ばない マックOK
- 常時ネット環境が必要
- 同期化が使える
- 連携が多い



損益計算書

売上	100
仕入	30
経費	70
利益	0

売上	100
仕入	30
経費	50
利益	20



 返済10

銀行の選び方

- 銀行融資を受けないならゆうちょ銀行
審査が通りやすく、ネット利用料が無料、どこにでもある
社会保険口座振替もできる。ただし、融資を手伝ってくれない。
※日本政策公庫から借りるときは問題なし。
- 融資のため 銀行 地銀 信金 信用組合とお付き合いする。
融資のお手伝いをしてもらえるが、インターネット利用がかかる
- ネット銀行 ネット利用料無料 振込手数料安い 融資なし

税金の種類と名前

- 利益に応じて支払う税金 →利益の約3割
（個人）所得税 事業税 市県民税
（法人）法人税 事業税 法人県民税 法人市民税
- 利益に関係なく支払う税金
印紙税
固定資産税 償却資産税
- 預かって収める税金
源泉所得税
消費税

印紙税

1. 5万円以上の領収書には200円の収入印紙を貼って渡す
2. 法人設立の時15万 ただし特定創業支援を使うと半額になります
3. 借入時の金銭消費貸借契約書や業務委託契約書に貼ります
4. 国税庁HPで印紙表を入手できます

固定資産税（償却資産税）

1. 土地も建物もないのに固定資産税を払う理由
内装工事・機械設備等「減価償却する物」が該当します。
2. 減価償却費って知ってますか？
 $300\text{万円の乗用車} \div 6\text{年（法定耐用年数）} = 50\text{万減価償却費}$
毎年、50万ずつ経費化していく
3. 毎年12月に市区町村から申告用紙が届く
自動車とソフトウェア等無形資産を除いた資産を記載する
4. 税率は1.4% 150万以下の資産は、免税。

源泉所得税

1. 給与を支払う事業者が、所得税を天引きして、翌月10日に納税
2. 従業員が10人未満の場合「特例納付の届け」を出せば年2回に軽減可
1月から6月分を7月10日、7月から12月分を1月20日までに納税
3. 給与から天引きする所得税は、「源泉徴収税額表」などで確認
この表は、給与支払い設置届けを出すと税務署から届く

消費税

1. 預かった消費税 - 支払った消費税 = 納税する消費税

例えば、1,000円の商品を売ったとき、消費税を100円預ります。

その商品を300円で仕入れたとき、330円支払っていますから、30円の消費税を支払っています。預った消費税100円から支払った消費税30円を引きます。この30円引くことを「仕入控除」と言います。あなたが納税する消費税は70円です。

現実にはこの1年分を計算して、申告書を作成して、納税します。

2. 課税期間と対象年度

課税期間と対象年度

1年目	2年目	3年目	4年目
売上1100万	売上900万	売上950万	売上1100万
免税	免税	課税	免税

インボイスって何？

- 令和5年10月からインボイス制度が始まります。
- インボイス番号がないところからの仕入控除ができなくなります。
- インボイス番号を取得すると売上に関係なく、毎年消費税を納税する義務があります。
- 事業内容によりますが、創業時の免税期間を短縮して消費税を納める必要があります。
- インボイス番号を取得するには税務署に届出が必要です。
- 特に個人事業主は早めに申請して番号を取得しましょう。

保険と年金

- 法人役員になると
きょうかい健保と厚生年金 → 年金事務所
- 個人事業主になると
国民健康保険と国民年金 → 市区町村
- 1分でも雇うと
労災保険 → 労働基準監督署
- 週20時間以上雇うと
雇用保険 → ハローワーク

個人事業主になったときの保険と年金

あなたは国民年金の第1号被保険者です	あなたは国民年金の第2号被保険者です	あなたは国民年金の第3号被保険者です
20歳以上60歳未満の自営業・農林漁業・自由業・学生・フリーランス・無職の人など 	厚生年金や共済組合に加入している会社員・公務員など 	20歳以上60歳未満の厚生年金や共済組合の加入者に扶養されている妻(夫) 
国民年金保険は、自分で納めます。	国民年任保険料は厚生年金保険料、共済組合掛け金に含まれるので、自分で納める必要はありません。	※届け忘れの第3号被保険期間があれば、年金事務所へ届出してください。承認された期間は「保険料納付済機期間」となります。
区役所保険年金課で加入手続きをします。	勤務先が加入手続きをします。	配偶者の勤務先が加入手続きをします。

会社に勤務されている方は、その会社が加入する「健康保険組合」と「厚生年金」に加入していますが、個人事業主になると「国民健康保険」と「国民年金」に切り替えるか、「職場の保険を任意継続」するかを選ぶことができます。

健康保険組合 + 厚生年金



国民健康保険 + 国民年金

or

職場の保険を任意継続

24ヶ月分払うと1ヶ月分お得です！

社会保険

【個人が任意継続する場合】

- 任意継続するなら退職から**20日以内**に自分で年金事務センター手続き

【会社で加入】

- 給与の約**15%**位は、会社の負担が増える
- 年金事務所へ**謄本と代表印**を持参して加入手続き
- 会社の口座から保険料を口座振替手続き
- 加入社のマイナンバー入り住民票持参
- 社員全員の認め印持参
- 毎年7月に算定基礎届提出
- 給与が変動すると変更届け

労災と雇用保険

労災保険

人を雇ったら労災保険に加入 業種危険度によって保険料が違う
加入する時に概算保険料を支払う 毎年7月10日に確定申告
翌年の概算保険料も同時に支払う



雇用保険

週20時間以上の人を雇用したら加入する

開業時の届

開業時に必ず出しておく書類 資料 1 開業時の届

- 1 用紙は各役所HPで入手可能 労働保険以外は
 - 2 記入終わったら必ずコピーを取り、両方に押印する
 - 3 役所に出した控えは、必ず保管しておく
-